

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚津市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山県魚津市長

公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関係法令に基づき期日又は期間を定めて予防接種を実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に関する給付に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①定期予防接種の対象者の把握と通知 ②予防接種情報の管理 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④予防接種台帳の作成・管理 ⑤新型インフルエンザの予防接種 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（臨時接種分）の交付を行う。
③システムの名称	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名（連携）システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関係事務特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一（100の項、930の2の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（第10条、第67条の2） 番号法第10条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるロケーション接種記録）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2条、第12条の2の2、第
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部健康センター
②所属長の役職名	健康センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県魚津市総務課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 電話：0765-22-1010
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	記録の作成・管理、書類の廃棄をするときは複数人でチェックしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員(会計年度職員を含む。)等に対し、情報セキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月12日	I 5. ②所属長	村崎 ひとみ	森山 明	事後	
平成29年12月28日	I 1. ③システムの名称	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	事後	
平成29年12月28日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10の項)	事後	
平成29年12月28日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	事後	
平成31年3月25日	I 5. ②所属長	森山 明	健康センター所長	事後	
平成31年3月25日	I 1. ②事務の概要	予防接種法及び関係法令に基づき期日又は期間を定めて予防接種を実施するほか、予防接	予防接種法及び関係法令に基づき期日又は期間を定めて予防接種を実施するほか、予防接	事後	
令和2年2月14日	IV 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事前	
令和3年3月12日	I 1. ②事務の概要	特定個人情報ファイルを利用する事務 ①定期予防接種の対象者の把握と通知	特定個人情報ファイルを利用する事務 ①定期予防接種の対象者の把握と通知	事前	
令和3年3月12日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項)	事前	
令和3年3月12日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	事前	
令和3年3月12日	I 1. ②事務の概要	予防接種法及び関係法令に基づき期日又は期間を定めて予防接種を実施するほか、予防接	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関係法令に基づき期日又は期間を定	事前	
令和3年6月11日	I 1. ②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関係法令に基づき期日又は期間を定	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関係法令に基づき期日又は期間を定	事後	
令和3年6月11日	I 1. ③システムの名称	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、ワクチ	事後	
令和3年6月11日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項)	事後	
令和3年8月20日	I 1. ②事務の概要	特定個人情報ファイルを利用する事務 ①定期予防接種の対象者の把握と通知	特定個人情報ファイルを利用する事務 ①定期予防接種の対象者の把握と通知	事後	
令和3年9月9日	I 1. ③システムの名称	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、ワクチ	宛名管理システム、住民健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、ワクチ	事後	
令和3年12月8日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項)	事後	
令和4年2月18日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和4年5月9日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和5年2月27日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和6年1月17日	I 1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	「ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う」の削	事前	
令和6年1月17日	I 1. ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	「ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能」の削除	事前	